第１０２回安来市議会定例会

（令和５年・令和６年）

３月定例会議議案

予　算　関　係　綴

（令和６年度当初予算）

議第６７号　令和６年度安来市一般会計予算
議第６８号　令和６年度安来市国民健康保険事業特別会計予算
議第６９号　令和６年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算
議第７０号　令和６年度安来市介護保険事業特別会計予算
議第７１号　令和６年度安来市電気事業特別会計予算
議第７２号　令和６年度母里財産区特別会計予算
議第７３号　令和６年度井尻財産区特別会計予算
議第７４号　令和６年度赤屋財産区特別会計予算
議第７５号　令和６年度安来市水道事業会計予算
議第７６号　令和６年度安来市下水道事業会計予算
議第７７号　令和６年度安来市病院事業会計予算

〈提出資料〉

●令和６年度一般会計・特別会計予算書
●令和６年度一般会計・特別会計予算に関する説明書
●令和６年度安来市水道事業会計予算書
●令和６年度安来市下水道事業会計予算書
●令和６年度安来市病院事業会計予算書

議第６７号

令和６年度　　安来市一般会計予算

令和６年度安来市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,070,000 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,800,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和６年３月１日　提出

安来市長　　田　中　武　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 市税		４，８１４，７９５
	1. 市民税	１，６０６，５００
	2. 固定資産税	２，８１７，７４７
	3. 軽自動車税	１６２，６１０
	4. 市たばこ税	２２５，５００
	5. 入湯税	２，４３８
2. 地方譲与税		２９４，００１
	1. 地方揮発油譲与税	５８，０００
	2. 自動車重量譲与税	１８８，０００
	3. 地方道路譲与税	１
	4. 森林環境譲与税	４８，０００
3. 利子割交付金		４，０００
	1. 利子割交付金	４，０００
4. 配当割交付金		２３，０００
	1. 配当割交付金	２３，０００
5. 株式等譲渡所得割交付金		１２，０００
	1. 株式等譲渡所得割交付金	１２，０００
6. 法人事業税交付金		８０，０００
	1. 法人事業税交付金	８０，０００
7. 地方消費税交付金		９９７，０００
	1. 地方消費税交付金	９９７，０００
8. 環境性能割交付金		１８，０００
	1. 環境性能割交付金	１８，０００
9. 地方特例交付金		２３１，２２０
	1. 地方特例交付金	２３１，２２０
10. 地方交付税		１０，０５４，０００
	1. 地方交付税	１０，０５４，０００
11. 交通安全対策特別交付金		４，９８１
	1. 交通安全対策特別交付金	４，９８１
12. 分担金及び負担金		８７，２５０
	1. 分担金	１７，５６５
	2. 負担金	６９，６８５
13. 使用料及び手数料		３８１，１５４
	1. 使用料	２６４，５３２
	2. 手数料	１１６，６２２
14. 国庫支出金		２，５６４，０７９

（単位：千円）

款	項	金　　額
	1. 国庫負担金	１，２０４，４８３
	2. 国庫補助金	１，３４８，０７６
	3. 委託金	１１，５２０
15. 県支出金		１，８９６，２０８
	1. 県負担金	５２８，４６９
	2. 県補助金	１，２５８，０１３
	3. 委託金	１０９，７２６
16. 財産収入		１２，６７４
	1. 財産運用収入	１２，５２２
	2. 財産売払収入	１５２
17. 寄附金		６４０，００２
	1. 寄附金	６４０，００２
18. 繰入金		１，６７０，４７３
	1. 基金繰入金	１，６７０，４７１
	2. 特別会計繰入金	２
19. 繰越金		１
	1. 繰越金	１
20. 諸収入		７５９，０６２
	1. 延滞金・加算金及び過料	１，５０１
	2. 市預金利子	１
	3. 貸付金元利収入	１９０，６５０
	4. 受託事業収入	１７，４５０
	5. 雑入	５４９，４６０
21. 市債		２，５２６，１００
	1. 市債	２，５２６，１００
歳　　入　　合　　計		２７，０７０，０００

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1. 議会費		１８０，２６２
	1. 議会費	１８０，２６２
2. 総務費		３，１２５，０３６
	1. 総務管理費	２，６８３，５７１
	2. 徴税費	１７９，８７５
	3. 戸籍住民基本台帳費	１４８，２７１
	4. 選挙費	７４，４３９
	5. 統計調査費	２２，６１５
	6. 監査委員費	１６，２６５
3. 民生費		７，４３９，４０７
	1. 社会福祉費	４，１８２，２３０
	2. 児童福祉費	２，８６０，７４２
	3. 生活保護費	３９６，４３５
4. 衛生費		２，３６９，３５６
	1. 保健衛生費	１，５７９，２３５
	2. 清掃費	７９０，１２１
5. 労働費		１６０，３７７
	1. 労働諸費	１６０，３７７
6. 農林水産業費		１，６１６，９６１
	1. 農業費	１，４６９，９８０
	2. 林業費	１３２，９５２
	3. 水産業費	１４，０２９
7. 商工費		８７８，４１３
	1. 商工費	８７８，４１３
8. 土木費		２，４９３，６１５
	1. 土木管理費	６５，９７１
	2. 道路橋りょう費	１，２６８，７８１
	3. 河川費	４０，０２２
	4. 都市計画費	８４，８４７
	5. 下水道費	７００，７７７
	6. 住宅費	２９０，４１６
	7. 用地管理費	４２，８０１
9. 消防費		１，３４７，２３８
	1. 消防費	１，３４７，２３８
10. 教育費		２，９５３，８１０
	1. 教育総務費	４９９，６７６

（単位：千円）

款	項	金　　額
	2. 小学校費	４１５，２７０
	3. 中学校費	１７０，８６７
	4. 幼稚園費	６９，２６７
	5. 社会教育費	７８３，５９３
	6. 保健体育費	１，０１５，１３７
11. 災害復旧費		７７，０００
	1. 農林水産業施設災害復旧費	３９，０００
	2. 公共土木施設災害復旧費	３８，０００
12. 公債費		３，７２４，８００
	1. 公債費	３，７２４，８００
13. 諸支出金		６８３，７２５
	1. 普通財産取得費	６８３，７２５
14. 予備費		２０，０００
	1. 予備費	２０，０００
歳　出　合　計		２７，０７０，０００

第 2 表 債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限 度 額
電子決裁・文書管理システム構築及び運用保守業務	令和７年度から 令和11年度まで	35,000
第3次安来市総合計画等策定支援業務	令 和 7 年 度	10,000
養護老人ホーム鴨来荘移転整備事業	令 和 7 年 度	1,370,000
市営大塚団地整備事業	令 和 7 年 度	313,949
消防車両整備事業 （消防ポンプ自動車）	令和６年度から 令和７年度まで	53,000
安来港飯島線道路改良事業吉田橋 （橋りょう上部工）	令 和 7 年 度	470,000

第 3 表　地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展特別事業	246,000	普通貸借又は証券発行	年４．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
情報通信施設等整備事業	24,200			
老人福祉施設等整備事業	75,600			
児童福祉施設等整備事業	46,200			
保健衛生施設整備事業	8,800			
火葬場整備事業	38,100			
学習訓練センター整備事業	3,500			
県営農業農村整備事業	102,000			
林業施設整備事業	57,200			
観光施設等整備事業	22,700			
広域生活バス整備事業	12,000			
道路等整備事業	543,600			
県道等改良事業	30,200			
下水路整備事業	5,500			
公園整備事業	2,400			
公営住宅整備事業	83,000			
河川整備事業	10,700			
消防施設整備事業	540,500			
小学校施設整備事業	129,700			
中学校施設整備事業	60,800			
社会教育施設等整備事業	17,600			
文化芸術施設等整備事業	86,100			
体育文化施設整備事業	321,600			
災害復旧事業	31,100			
臨時財政対策債	27,000			
計	2,526,100			

議第６８号

令和６年度　　安来市国民健康保険事業特別会計予算

令和６年度安来市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,605,000 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和６年３月１日　提出

安来市長　田　中　武　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 国民健康保険税		５７３，３５２
	1. 国民健康保険税	５７３，３５２
2. 使用料及び手数料		３０１
	1. 手数料	３０１
3. 国庫支出金		９５
	1. 国庫補助金	９５
4. 県支出金		２，６９０，３８９
	1. 県負担金・補助金	２，６９０，３８９
5. 財産収入		６０
	1. 財産運用収入	６０
6. 繰入金		３２４，６８５
	1. 一般会計繰入金	２８４，６８５
	2. 基金繰入金	４０，０００
7. 繰越金		１
	1. 繰越金	１
8. 諸収入		１６，１１７
	1. 雑入	１２，１１７
	2. 延滞金・加算金及び過料	４，０００
歳　　入　　合　　計		３，６０５，０００

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1. 総務費		９４，５０２
	1. 総務管理費	７４，２５９
	2. 徴税費	１９，９３２
	3. 運営協議会費	３１１
2. 保険給付費		２，６１８，９１１
	1. 療養諸費	２，２６０，１９８
	2. 高額医療費	３５１，７１０
	3. 移送費	５０
	4. 出産育児諸費	５，００３
	5. 葬祭諸費	１，９２０
	6. 傷病手当諸費	３０
3. 国民健康保険事業費納付金		８１３，０８７
	1. 医療給付費分	５５４，４５１
	2. 後期高齢者支援金等分	１９４，５７５
	3. 介護納付金分	６４，０６１
4. 共同事業拠出金		１
	1. 共同事業拠出金	１
5. 保健事業費		５４，７８１
	1. 特定健康診査等事業費	３９，００２
	2. 疾病予防費	１５，７７９
6. 基金費		６０
	1. 基金費	６０
7. 公債費		７４４
	1. 公債費	７４４
8. 諸支出金		１４，９１４
	1. 償還金及び還付加算金	１４，９１４
9. 予備費		８，０００
	1. 予備費	８，０００
歳　出　合　計		３，６０５，０００

議第６９号

令和６年度　　安来市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和６年度安来市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,325,000 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和６年３月１日　提出

安来市長　　田　中　武　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 後期高齢者医療保険料		５６３，４０１
	1. 後期高齢者医療保険料	５６３，４０１
2. 使用料及び手数料		１００
	1. 手数料	１００
3. 繰入金		７５９，５０２
	1. 一般会計繰入金	７５９，５０２
4. 繰越金		１
	1. 繰越金	１
5. 諸収入		１，９９６
	1. 延滞金、加算金及び過料	１
	2. 広域連合納付金	１，９９４
	3. 雑入	１
歳　入　合　計		１，３２５，０００

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1. 総務費		４，０４９
	1. 総務管理費	２，９４８
	2. 徴収費	１，１０１
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		１，３１８，６９１
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	１，３１８，６９１
3. 諸支出金		１，９９５
	1. 償還金及び還付加算金	１，９９４
	2. 繰出金費	１
4. 公債費		１６５
	1. 公債費	１６５
5. 予備費		１００
	1. 予備費	１００
歳　出　合　計		１，３２５，０００

議第７０号

令和６年度　　安来市介護保険事業特別会計予算

令和６年度安来市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,254,000 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和６年３月１日　提出

安来市長　　田　中　武　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 保険料		１，０４１，３７８
	1. 介護保険料	１，０４１，３７８
2. 使用料及び手数料		１，４２３
	1. 手数料	１，４２３
3. 国庫支出金		１，２８３，０６０
	1. 国庫負担金	８４０，７３６
	2. 国庫補助金	４４２，３２４
4. 支払基金交付金		１，３３２，９５６
	1. 支払基金交付金	１，３３２，９５６
5. 県支出金		７５０，４８３
	1. 県負担金	６９８，８１１
	2. 県補助金	５１，６７１
	3. 財政安定化基金	１
6. 財産収入		１５０
	1. 財産運用収入	１５０
7. 繰入金		８４４，１１８
	1. 一般会計繰入金	８４４，１１８
8. 繰越金		２
	1. 繰越金	２
9. 諸収入		４３０
	1. 延滞料・加算金及び過料	３
	2. 市預金利子	１
	3. 雑入	４２６
歳　　入　　合　　計		５，２５４，０００

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1. 総務費		１４９，０７４
	1. 総務管理費	８７，３８２
	2. 徴税費	４，６７３
	3. 介護認定審査会費	５６，６１７
	4. 計画策定委員会費	４０２
2. 保険給付費		４，７３７，６７１
	1. 介護サービス等諸費	４，３０８，３０５
	2. 介護予防サービス等諸費	１７７，３８５
	3. その他諸費	５，４０９
	4. 高額介護サービス等費	９２，７４６
	5. 高額医療合算介護サービス等費	１２，０６３
	6. 特定入所者介護サービス等費	１４１，１５９
	7. 特別給付費	６０４
3. 地域支援事業費		３４２，６１８
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	１５８，１１０
	2. 一般介護予防事業費	３６，４６８
	3. 包括的支援事業・任意事業費	１４６，９２８
	4. その他諸費	６１２
	5. 高額総合事業サービス等費	２００
	6. 高額医療合算総合事業サービス等費	３００
4. 保健福祉事業費		１，０００
	1. 保健福祉事業費	１，０００
5. 諸支出金		２２，２６７
	1. 償還金及び還付加算金	１，３３３
	2. 延滞金	１
	3. 基金積立金	２０，９３３
6. 公債費		３７０
	1. 公債費	３７０
7. 予備費		１，０００
	1. 予備費	１，０００
歳　出　合　計		５，２５４，０００

議第７１号

令和６年度　　安来市電気事業特別会計予算

令和６年度安来市の電気事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 482,600 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和６年３月１日　提出

安来市長　　田　中　武　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 使用料及び手数料		1
	1. 使用料	1
2. 財産収入		２０
	1. 財産運用収入	２０
3. 繰入金		６，６８０
	1. 基金繰入金	６，６８０
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		２６，７９８
	1. 収益事業収入	２５，７９８
	2. 雑入	１，０００
6. 市債		４４９，１００
	1. 電気事業債	４４９，１００
歳　入　合　計		４８２，６００

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 電気事業費		４５７，２８０
	1. 水力発電事業費	４５７，２８０
2. 公債費		２４，８００
	1. 公債費	２４，８００
3. 諸支出金		２０
	1. 普通財産取得費	２０
4. 予備費		５００
	1. 予備費	５００
歳　出　合　計		４８２，６００

第２表　債務負担行為

（単位:千円）

事　　項	期　　間	限 度 額
布部発電所改修事業	令和7年度	270,000

第 3 表　地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
布部発電所改修事業	449,100	普通貸借又は証券発行	年4．0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
計	449,100			

議第７２号

令和６年度　　母里財産区特別会計予算

令和６年度安来市の母里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 870 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和６年３月１日　提出

安来市長　　田　中　武　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 財産収入		７０
	1. 財産運用収入	9
	2. 財産売払収入	６１
2. 繰越金		７９９
	1. 繰越金	７９９
3. 諸収入		1
	1. 預金利子	1
歳　　入　　合　　計		８７０

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 総務費		８５０
	1. 総務管理費	８５０
2. 予備費		２０
	1. 予備費	２０
歳　　出　　合　　計		８７０

議第７３号

令和６年度　　井尻財産区特別会計予算

令和６年度安来市の井尻財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 170 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和６年３月１日　提出

安来市長　　田　中　武　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 財産収入		１２
	1. 財産運用収入	１０
	2. 財産売払収入	２
2. 繰入金		１０
	1. 繰入金	１０
3. 繰越金		１４５
	1. 繰越金	１４５
4. 諸収入		３
	1. 預金利子	１
	2. 雑入	２
歳　　入　　合　　計		１７０

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 総務費		１５０
	1. 総務管理費	１５０
2. 予備費		２０
	1. 予備費	２０
歳　　出　　合　　計		１７０

議第７４号

令和６年度　　赤屋財産区特別会計予算

令和６年度安来市の赤屋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 140 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和６年３月１日　提出

安来市長　　田　中　武　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 財産収入		9
	1. 財産運用収入	4
	2. 財産売払収入	5
2. 繰入金		１１０
	1. 繰入金	１１０
3. 繰越金		１９
	1. 繰越金	１９
4. 諸収入		2
	1. 預金利子	1
	2. 雑入	1
歳　　入　　合　　計		１４０

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 総務費		１２０
	1. 総務管理費	１２０
2. 予備費		２０
	1. 予備費	２０
歳　　出　　合　　計		１４０